

答 申

審査請求人ら（以下、「請求人ら」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分及び法702条1項の規定に基づく都市計画税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求のうち、請求人〇〇さんに係る審査請求及び令和3年9月10日付けの固定資産税・都市計画税決定通知書により減額された部分に係る審査請求については却下し、その余の部分に係る審査請求については棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人〇〇さんに対し、令和3年6月1日付けで行った別紙1物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）賦課処分（内容は別紙2処分目録1記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人らは、おおむね以下のように、本件処分の違法性・不当性を主張している。

本件土地は、数十年間（60年以上）公衆用道路として使用されてきた。令和2年8月に〇〇の土地売買による確定測量にて、本件土地が宅地と判定された。事務所の職員に再三対面にて不服を申し

述べたが、課税された。

現在、本件土地所有者3名は、本件土地（の課税部分）を使用しておらず、A氏とB氏が使用中。今後建て替わるまで、住人同士のトラブルとなる課税は取消しを求める。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、請求人〇〇さんが提起した審査請求は不適法であるから行政不服審査法45条1項の規定を適用して却下すべきである。請求人〇〇さんが提起した審査請求のうち、本件修正後賦課処分により減額された部分の取消しを求める部分も不適法であるから同項の規定を適用して却下し、その余の部分の取消しを求める審査請求については理由がないから同条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4年 9月 29日	諮問
令和 4年 11月 25日	審議（第72回第2部会）
令和 4年 12月 23日	審議（第73回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 請求人〇〇さんに係る審査請求の適法性について

(1) 共有に係る不動産の固定資産税等については、その共有者が連帯して納付する義務（以下「連帯納付義務」という。）を負うが、固定資産税等は、賦課課税方式をとっているため、納税通知書がその名宛人に送付され、名宛人として納税の告知を受けることに

よって、初めて、租税債権が具体的に成立する（法10条の2第1項及び13条1項）。

すなわち、これらの税については、納税通知書が名宛人に送付されることによって、名宛人として納税の告知を受けた者のみが納税通知書に記載されたところにより確定した税額について具体的な納税義務を負うものである。しかしながら、この税額確定の効力は、名宛人以外の未だ納税の告知を受けていない連帯納付義務者については、発生すると解すべき法律上の根拠を見出すことができないから、これらの者については、未だ具体的な租税債務は成立していない（大阪高等裁判所昭和58年3月30日判決（行政事件裁判例集34巻3号566頁）参照）。

- (2) これを本件についてみると、本件処分に係る納税通知書（以下「本件納税通知書」という。）の納人の欄に「〇〇外2名」と記載されていることからすると、本件納税通知書が現実には交付されたのは、名宛人たる請求人〇〇さんと認められる。そうすると、本件処分により固定資産税等の全額について具体的な租税債務が成立するのは、請求人〇〇さんのみということになる。

以上のことからすれば、請求人〇〇さんは、本件土地の共有者であっても、本件処分によって具体的な納付義務を負わないのであるから、本件処分の取消しを求める法律上の利益を有しないと解される。

したがって、本件審査請求のうち請求人〇〇さんに係る部分は、不適法なものとして却下を免れない。

- 2 請求人〇〇さんが本件修正後賦課処分により減額された部分について審査請求ができるか否かについて

処分庁は、令和3年9月10日付けで、本件修正後賦課処分を行ったことが認められる。

そうすると、請求人〇〇さんは、その減額された限度において、本件処分の取消しを求める法律上の利益を失ったものというべきで

あるから、本件修正後賦課処分により減額された部分の取消しを求める審査請求は、その限度において、不服申立ての利益を欠いた不適法なものとして却下を免れない。

3 減額された部分（上記2）を除く部分についての請求人〇〇さん（以下、この項において単に「請求人」という。）の主張について

(1) 法令等の定め

ア 固定資産税等の課税標準

法349条は、土地に対して課する固定資産税の課税標準は、当該土地の賦課期日現在における価格で、固定資産課税台帳に登録されたものとするとし、法359条は、固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日としている（法702条及び702条の2により都市計画税についても同様）。

イ 固定資産課税台帳

法380条は、市町村（都）は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならないとし、法381条1項は、固定資産課税台帳のうち土地課税台帳には、不動産登記法34条1項各号に掲げる登記事項、所有権の登記名義人の住所及び氏名並びに当該土地の基準年度の価格等を登録しなければならないとしている。

ウ 地目の認定は現況によること

法388条1項の規定に基づき総務大臣が定めた「固定資産評価基準」（昭和38年12月25日自治省告示第158号）は、土地評価上の地目の認定に当たっては、当該土地の現況及び利用目的に重点を置き認定するものとする、としている。

エ 公共の用に供する道路は非課税とされていること

法348条2項5号は、公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地については、固定資産税を課することができない旨を

定める（法702条の2第2項の規定により都市計画税についても同様。）。

そして、ここにいう「公共の用に供する道路」とは、「何らの制約を設けず、不特定多数人の利用に供する道路」（大阪地方裁判所昭和41年6月27日判決・行政事件裁判例集17巻6号691頁）、あるいは「道路であって所有者において一般的利用について何等の制限を設けず開放されている状態にあり、かつ、不特定多数人の利用に供されているもの」（大阪地方裁判所昭和53年4月25日判決・判例タイムズ369号303頁）をいうものとされている。

オ 固定資産税等の納税義務者

法343条は、固定資産税は、固定資産の所有者に課する（同条1項）とし、固定資産の所有者とは、土地については登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をいう（同条2項本文）とする（法702条2項の規定により都市計画税についても同様。）。

(2) 本件処分のうち減額された部分（上記2）を除く部分について

ア これを本件についてみると、本件土地は、従前、その全地積が道路であるとして全部非課税とされていたが、令和2年11月の現地調査により、その一部が隣接する3筆の宅地上の各家屋の敷地として使用されていることが判明し、同年12月の現地調査により〇〇番5の土地上的家屋の滅失が確認されたことから、本件土地のうち賦課期日（令和3年1月1日）における現況が道路と認定されない部分について、令和3年度の固定資産等の賦課処分がなされたものである。

非課税部分の地積については、処分庁と請求人らとの間で複数回やりとりが行われた後、請求人〇〇さんから提出された本件道路非課税申告書に記載された37.21㎡と認定されており、不合理な点は認められない。

本件土地の価格については、令和3年4月1日に固定資産課税台帳に登録された価格等が、本件道路非課税申告書の提出後に修正されて登録されており、本件処分の賦課手続は、法令の定めに従ってなされたものと認められる。

そうすると、本件賦課期日現在において、本件土地のうち道路と認定されない部分について、その所有者である請求人に対して固定資産税等を課した本件処分のうち上記2の本件修正後賦課処分により減額された部分を除く部分は、上記(1)の法令等の規定に従い適正になされたものといえ、違法又は不当な点は認められない。

イ 請求人の主張について

請求人は、本件土地のうち、本件処分により課税された部分を使用しているのは、〇〇番3の土地及び同番4の各所有者であり、住人同士のトラブルとなる旨主張する。

しかし、本件審査請求は、本件処分が適正になされているか、その課税対象や税額等の処分内容について審査すべきものであり、本件土地の一部について道路の用に供されていないと認定して課税した本件処分に違法又は不当な点がないと判断されることは上記アのとおりである。

そして、固定資産税等は固定資産の所有者（登記簿に所有者として登記されている者）に課されるのであって（上記(1)オ）、課税対象の土地を使用する者の存在の有無によってその納税義務者が変わるものではないから、請求人の主張は本件処分の取消理由にはならない。

(3) 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

また、本件処分において処分庁が固定資産税等の額を算出した過程について確認したところ、違算等も認められないことから、この点においても、本件処分を違法又は不当なものとすることはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2 (略)